［略］

［略］

［略］

別紙様式第三十号による診断書	診断書	［同上］
改正前施行規程第百二十七条の二第三項第三号	受給権者（第百二十一条第一項、第百二十一条の三第一項又は第百二十二条の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。以下この項及び第三項において同じ。）が、提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。	［同上］
改正前施行規程第百二十八条の二第一項	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十八条の二第一項第一号	雇用保険被保険者番号	雇用保険法施行規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者（組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により雇用保険被保険者番号（直近に公布された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、雇用保険被保険者番号
改正前施行規程第百二十八条の二第一項第三号	法附則第二十六条の三第一項	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、附則第十三条の六第四項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第一項
改正前施行規程第百二十八条の二第三項	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。